

第9章 中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした支援措置

第1節 国際出願に係る手数料の軽減措置

中小企業等を対象とした特許料等の減免措置を規定した「不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年5月30日法律第33号）」に基づき、中小企業等を対象とした国際出願に係る手数料（送付手数料、調査手数料、予備審査手数料）の軽減措置を講じます。

1. 軽減制度の対象者・措置内容

2019年4月1日以降に特許庁が受理する日本語の国際出願に係る送付手数料、調査手数料及び予備審査手数料の軽減制度における対象者と措置内容は以下のとおりです。

軽減制度の対象者は、軽減を申請する日（願書又は国際予備審査請求書を提出する日）において要件を満たしている必要があります。（法18の2、令3、同5）

<軽減対象者・措置内容一覧表>

軽減対象者（※）	措置内容（軽減率）
中小企業（会社）	<出願時> 送付手数料、調査手数料：1/2に軽減 <予備審査請求時> 予備審査手数料：1/2に軽減
中小企業（個人事業主）	
中小企業（組合・NPO法人）	
中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）	<出願時> 送付手数料、調査手数料：1/3に軽減 <予備審査請求時> 予備審査手数料：1/3に軽減
小規模企業（法人・個人事業主）	
研究開発型中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）	<出願時> 送付手数料、調査手数料：1/2に軽減 <予備審査請求時> 予備審査手数料：1/2に軽減
アカデミック・ディスカウント （大学等、大学等の研究者）	<出願時> 送付手数料、調査手数料：1/2に軽減 <予備審査請求時> 予備審査手数料：1/2に軽減
独立行政法人等	
公設試験研究機関を設置する者	
地方独立行政法人	
承認TLO 試験独法関連TLO	
福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）	<出願時> 送付手数料、調査手数料：1/4に軽減 <予備審査請求時> 予備審査手数料：1/4に軽減

※ 各対象要件の詳細は、「国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続」（以下の特許庁ウェブサイト中「<対象者・措置内容一覧表>」の軽減対象者名からリンク）を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html#1

※ 共同出願である場合、すべての者が対象要件を満たしている必要はなく、いずれか1者が対象要件を満たしていれば、その者の持分に応じて軽減申請を行うことができます。

2. 軽減申請手続

(1) 申請時期

願書又は国際予備審査請求書と同時に (法施84(2))

※ 願書又は国際予備審査請求書の提出後に申請手続を行っても、軽減措置は適用されませんので、必ず同時に提出してください。

(2) 申請方法

「手数料軽減申請書」により軽減申請を行います。

(令4、法施84(1)) [様式6-1]

① 書面手続で国際出願又は予備審査請求をする場合

願書又は国際予備審査請求書に「手数料軽減申請書」を添付して提出を行います。

② オンライン手続で国際出願又は予備審査請求をする場合

「手数料軽減申請書」(イメージデータ)を添付して提出を行います。

※ イメージデータの添付方法は、以下の特許庁ウェブサイトを参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei/imagedata.html

※ 手数料の軽減措置を受ける場合には、「料金表メンテナンス」にて「料金表」の金額を軽減後の金額に変更する必要があります。以下の特許庁ウェブサイトを参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei/nyuryoku.html

共同出願で、出願人の中に複数の申請者が含まれる場合も、願書及び国際予備審査請求書に添付する手数料軽減申請書は各1通のみ提出してください。軽減を受ける者毎の申請ではなく、1つの手数料軽減申請書でまとめて手続をしてください。

手数料軽減申請書に必要な事項を記載することで、申請者が軽減対象の要件に該当することを証する書面(証明書類)の提出を省略することができます。ただし、必要に応じて、特許庁が証明書類を求める場合があります。(法施85)

(3) 軽減後の手数料額

送付手数料、調査手数料及び予備審査手数料について、それぞれの手数料毎に申請者の軽減率及び持分の割合を乗じて、軽減適用後の額を算出します。なお、算定した手数料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算します。

(令5、法施83(5))

国際出願又は予備審査請求時に軽減申請を行う場合は、手数料計算用紙に軽減後の額を記載し、軽減後の額を納めてください。

共同出願である場合には、必ず持分の割合を定め、出願人全員(軽減対象とならない者を含む)の持分割合を手数料軽減申請書に記載していただく必要があります。手数料軽減申請書に持分の割合を記載することで、持分の割合に関する証明書の提出を省略することができ

ます。

① 単独出願の場合の軽減適用後の額の計算方法

単独出願における軽減適用後の額は、正規手数料の金額に軽減率を乗じた額とします。

例：出願人A（中小スタートアップ企業、軽減率1/3）の送付手数料（17,000円）、調査手数料（143,000円）の軽減適用後の額

（2023年7月1日現在の料金を基に算出）

【送付手数料】

$$17,000 \times 1/3 = 5,666.66\cdots \rightarrow 5,660円$$

（計算の結果、送付手数料の金額に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てます。）

【調査手数料】

$$143,000 \times 1/3 = 47,666.66\cdots \rightarrow 47,660円$$

（計算の結果、調査手数料の金額に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てます。）

② 共同出願の場合の軽減適用後の額の計算方法

共同出願における軽減適用後の額は、出願人毎に正規手数料の金額（軽減の対象者については、軽減後の金額）にその持分の割合を乗じて得られる額を合算した額とします。

例：出願人A（中小スタートアップ企業、軽減率1/3、持分1/2）と出願人B（大学、軽減率1/2、持分1/2）の共同出願案件の送付手数料（17,000円）、調査手数料（143,000円）の軽減適用後の額

（2023年7月1日現在の料金を基に算出）

【送付手数料】

$$\text{出願人A } (17,000 \times 1/3 \times 1/2)$$

$$+ \text{出願人B } (17,000 \times 1/2 \times 1/2)$$

$$= \text{出願人A } (17,000 \times 1/6) + \text{出願人B } (17,000 \times 1/4)$$

$$= 17,000 \times 5/12$$

$$= 7,083.33\cdots \rightarrow 7,080円$$

（計算の結果、送付手数料の金額に端数が生じる場合は、合算後、最後に10円未満を切り捨てます。）

【調査手数料】

$$\text{出願人A } (143,000 \times 1/3 \times 1/2)$$

$$+ \text{出願人B } (143,000 \times 1/2 \times 1/2)$$

$$= \text{出願人A } (143,000 \times 1/6) + \text{出願人B } (143,000 \times 1/4)$$

$$= 143,000 \times 5/12$$

$$= 59,583.33\cdots \rightarrow 59,580円$$

（計算の結果、調査手数料の金額に端数が生じる場合は、合算後、最後に10円未満を切り捨てます。）

国際出願関連手数料の計算にあたっては、以下の特許庁ウェブサイトに掲載している計算システムのいずれかをご利用ください。

a 手続料金計算システム

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/jidou-keisan/index.html>

計算したい手数料に応じて「2. 国際出願 (PCT) に関する料金」又は「3. 国際予備審査請求に関する料金」を選択し、必要項目を入力することにより、国際出願又は国際予備審査請求に必要な手数料及び軽減適用後の額を算出できます。

b 国際出願の軽減計算ツール (エクセル形式)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html#2-1

(上記の特許庁ウェブサイト中の「2. 軽減申請手続」内の「(1) 申請方法」から「2. 国際出願の軽減計算ツール」を選択ください。)

国際出願に係る軽減対象手数料である送付手数料、調査手数料、予備審査手数料の軽減適用後の額を算出できます。また、調査手数料の一部返還請求額も算出できます。

(4) 提出先 (書面手続で国際出願又は予備審査請求をする場合)

〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号

特許庁出願課国際出願室受理官庁

3. 軽減申請を行った場合の調査手数料の一部払戻しについて

(1) 国際調査機関による調査手数料の一部払戻し

日本国特許庁が国際調査機関となっている国際出願について、国際調査報告を作成するために先の出願の審査結果や国際調査報告等の相当部分を利用することができる場合は、調査手数料のうち一定額を出願人の請求により返還します。(規 1 6. 3、同 4 1. 1、法施 5 0)

日本語による国際出願の場合は、57,000円が返還額になります。

詳細は「第6章 第11節 調査手数料の一部払戻し」を参照してください。

(2) 軽減申請を行った場合の返還請求額

軽減申請の内容 (軽減率及び持分の割合) に応じて返還請求額を算出します。

(法施 5 0 (1))

① 単独出願の場合の軽減適用後の返還請求額の計算方法

57,000円に軽減率を乗じて得た額になります。

(2023年7月1日現在)

例：申請者A (中小スタートアップ企業、軽減率1/3) の調査手数料の返還額

返還請求額：57,000 × 1/3 = 19,000円

(※計算の結果、端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てます。)

② 共同出願の場合の軽減適用後の返還請求額の計算方法

共同出願人毎に、57,000円に軽減率及び持分の割合を乗じて得た額を合算します。

例：申請者A (中小スタートアップ企業、軽減率1/3、持分1/2) と申請者B (公設試験研究機関を設置する者、軽減率1/2、持分1/2) の共同出願案件の調査手数料の軽減適用後の返還額

申請者A (57,000 × 1/3 × 1/2)

+ 申請者B (57,000 × 1/2 × 1/2)

= 申請者A (57,000 × 1/6) + 申請者B (57,000 × 1/4)

= 57,000 × 5/12

= 23,750円

(計算の結果、端数が生じる場合は、合算後、最後に10円未満を切り捨てます。)

第2節 国際出願促進交付金

国際出願促進交付金交付要綱（以下、交付要綱）に基づき、中小企業等を対象とした国際出願に係る手数料（国際出願手数料、取扱手数料）について、国際出願促進交付金（以下、交付金）の交付措置を講じます。

なお、本交付金制度は、予算の範囲内で交付を行います。

1. 交付金制度の対象者・措置内容

特許庁が受理する日本語の国際出願に係る国際出願手数料及び取扱手数料の交付金制度の対象者と措置内容は以下のとおりです。

交付金制度の対象者は、交付申請日において要件を満たしている必要があります。

(交付要綱第4条、第5条(1))

<交付対象者・措置内容一覧表>

交付対象者（※）	措置内容（交付額）
中小企業（会社）	<出願時> 国際出願手数料：1/2に相当する額を交付
中小企業（個人事業主）	
中小企業（組合・NPO法人）	<予備審査請求時> 取扱手数料：1/2に相当する額を交付
中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）	<出願時> 国際出願手数料：2/3に相当する額を交付
小規模企業（法人・個人事業主）	
研究開発型中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）	<予備審査請求時> 取扱手数料：2/3に相当する額を交付
アカデミック・ディスカウント （大学等、大学等の研究者）	<出願時> 国際出願手数料：1/2に相当する額を交付
独立行政法人等	
公設試験研究機関を設置する者	<予備審査請求時>
地方独立行政法人	取扱手数料：1/2に相当する額を交付
承認TLO	<出願時> 国際出願手数料：3/4に相当する額を交付
試験独法関連TLO	
福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）	<予備審査請求時> 取扱手数料：3/4に相当する額を交付

※ 各対象要件の詳細は、「国際出願促進交付金の交付申請手続」（以下の特許庁ウェブサイト中「<対象者・措置内容一覧表>」の交付対象者名からリンク）を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html#1

※ 共同出願である場合、すべての者が対象要件を満たしている必要はなく、いずれか1者が対象要件を満たしていれば、その者の持分に応じて交付申請を行うことができます。

2. 交付申請手続

(1) 申請期間

交付金の申請は、以下の期間内にそれぞれ行う必要があります。 (交付要綱第6条(3))

① 国際出願手数料を交付対象とする場合

- a 「国際出願番号及び国際出願日の通知書 (PCT/RO/105)」の発送日後、かつ
- b 国際出願手数料を全額納付した日から6月以内

② 取扱手数料を交付対象とする場合

- a 「国際予備審査請求書の受理通知書 (PCT/IPEA/402)」の発送日後、かつ
- b 取扱手数料を全額納付した日から6月以内

(2) 申請方法

「国際出願促進交付金交付申請書」を提出します。 (交付要綱第6条(2)) [様式6-2]

前述(1)に規定する申請期間内に、「国際出願促進交付金交付申請書」(以下、交付申請書)に必要事項を記入の上、国際出願室受理官庁の窓口へ直接提出又は郵送で提出してください。オンライン手続はできません。

共同出願で、出願人の中に複数の申請者が含まれる場合も、国際出願手数料及び取扱手数料についての交付申請書は各1通のみ提出してください。交付申請する者毎の申請ではなく、1つの交付申請書でまとめて手続してください。 (交付要綱第6条(1))

交付申請書に必要事項を記載することで、申請者が交付対象の要件に該当することを証する書面(証明書類)の提出を省略することができます。ただし、必要に応じて、特許庁が証明書類を求める場合があります。 (交付要綱第6条(4))

(3) 交付額

交付額(交付申請額)については、納付済の国際出願手数料又は取扱手数料のそれぞれの手数料毎に申請者の交付割合及び持分の割合を乗じた上で、交付額を算出します。申請者が複数いる場合には、必ず持分の割合を定めていただく必要があります。なお、持分の割合に関する証明書の提出は不要です。 (交付要綱第5条(1)、(2))

また、算定した交付額の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算します。 (交付要綱第5条(3))

※ 国際出願手数料について、願書、明細書、請求の範囲、図面の合計枚数が30枚を超える場合には、その30枚を超える分についての加算も含めた額が交付対象です。

※ オンライン出願した場合は、その減額を反映した額が交付対象です。

① 単独出願の場合の交付申請額の計算方法

納付済の国際出願手数料又は取扱手数料に、対象者毎に規定されている交付割合を乗じて

交付申請額を算出します。

例：申請者A（中小スタートアップ企業、交付割合2/3）の国際出願手数料（151,000円）の交付申請額（2023年7月1日現在の料金を元に算出）

$$151,000 \times 2/3 = 100,666.66\cdots \rightarrow 100,660 \text{円}$$

（計算の結果、端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てます。）

② 共同出願の場合の交付申請額の計算方法

共同出願人毎に交付割合に応じた交付額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とします。

例：申請者A（中小スタートアップ企業、交付割合2/3、持分1/2）と申請者B（公設試験研究機関を設置する者、交付割合1/2、持分1/2）の共同出願案件の国際出願手数料（151,000円）の交付申請額（2023年7月1日現在の料金を元に算出）

$$\begin{aligned} & \text{申請者A} (151,000 \times 2/3 \times 1/2) \\ & + \text{申請者B} (151,000 \times 1/2 \times 1/2) \\ & = \text{申請者A} (151,000 \times 1/3) + \text{申請者B} (151,000 \times 1/4) \\ & = 151,000 \times 7/12 \\ & = 88,083.33\cdots \rightarrow 88,080 \text{円} \end{aligned}$$

（計算の結果、端数が生じる場合は、合算後、最後に10円未満を切り捨てます。）

交付額の計算にあたっては、以下の特許庁ウェブサイトに掲載している各交付申請書フォーマット内のシート「交付申請額計算ツール」をご利用ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html#2-3

（4）提出先

〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
特許庁出願課国際出願室受理官庁

3. 交付金の交付

（1）交付決定の通知

交付申請書の審査結果は、『国際出願促進交付金交付決定通知書』（以下、決定通知）で通知します。交付申請書の記載内容に不備などがなければ、交付申請書が特許庁に届いてから概ね1ヶ月程度で通知を行う予定です。（交付要綱第9条(2)）

（2）決定通知の送付先

決定通知は、申請者の構成及び代理人の有無に応じて、以下のとおり送付します。

（交付要綱第9条(1)）

- ① 申請者が1人の場合（代理人なし）： 申請者
- ② 申請者が1人の場合（代理人あり）： 代理人
- ③ 申請者が複数の場合（代表者なし、代理人なし）： 申請者欄の筆頭申請者

- ④ 申請者が複数の場合（代表者あり、代理人なし）： 代表申請者
- ⑤ 申請者が複数の場合（代表者なし、代理人あり）： 代理人
- ⑥ 申請者が複数の場合（代表者あり、代理人あり）： 代理人

（3）振込先口座

交付金は、交付申請書に記載された申請者又は代理人の振込先口座に振り込みます。なお、振込先口座は1口座のみです。また、予納口座を利用することはできませんのでご注意ください。

※ 申請者の氏名又は名称と口座名義人が一致していない場合であり、その口座が申請者本人、申請者（個人）が属する法人、又は申請者（法人）に属する者のいずれかに該当すると判断できない場合は、確認や証明を求める場合があります。

※ 申請者ではない共同出願人（大企業等）名義の口座を指定することはできません。

【コラム】国際出願促進交付金制度の廃止と「国際出願手数料等支援措置」の開始について

国際出願促進交付金制度は、令和5年12月31日をもって廃止します。

令和6年1月1日以降に行う日本語の国際出願及び国際予備審査請求について、現行の国際出願促進交付金制度の対象者は、手続時に国際出願手数料又は取扱手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付することとなります。

この制度改正は、現在の料金支援制度の手続を簡素化することを目的としたものですので、新たな「国際出願手数料等支援措置」を受けるための要件及び料金負担の割合は、現行の軽減制度及び国際出願促進交付金制度と同様です。現行の手数料軽減申請書を手続時に添付することで、「国際出願手数料等支援措置」支援措置を受ける旨の申告があったものとして取り扱います。

ただし、令和5年12月31日以前に行った国際出願及び国際予備審査請求には、従来どおり国際出願促進交付金制度が適用され、国際出願促進交付金の申請手続が必要ですので、ご注意ください。なお、令和6年4月1日以降の交付金申請は令和6年度予算の成立が前提となりますので、令和5年12月31日以前の国際出願又は国際予備審査請求については、速やかに国際出願促進交付金の申請手続をしてください。

詳細については、特許庁ウェブサイト「国際出願手数料及び取扱手数料に係る新たな支援措置について」を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_shiensochi.html